

5月8日
から

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行します



5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症」(2類相当)から「5類感染症」に移行します。これに伴い、次のとおり変更されます。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。
また、新型コロナワクチン接種の最新情報は、区ホームページをご覧ください。



—問い合わせは、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025へ。

▲5類移行後の対応について ▲新型コロナワクチン接種について

■ 5月8日から、「5類感染症」に移行することで変わること

● 医療費

外来・入院に係る医療費が**原則、自己負担**になります。ただし、コロナ治療薬(ラグプリオ等)に限り、引き続き公費支援があります。

(自己負担の例)

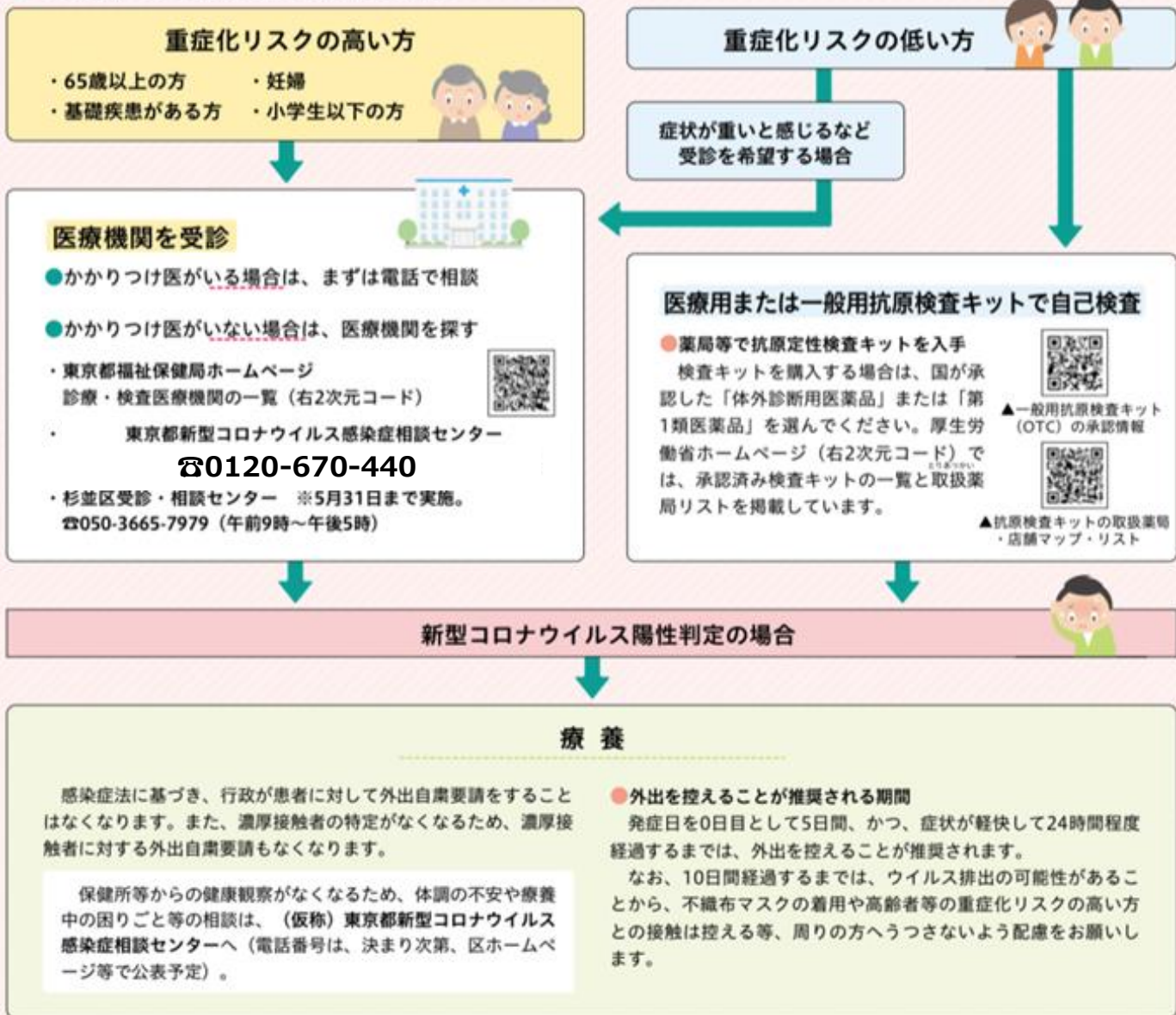
- ・外来 = 検査料・医療費等
- ・入院 = 食事代・入院に伴う移動費。ただし、高額療養費制度の自己負担限度額を一部減額にする公費支援あり

● 終了する事業

都や区で実施していた、感染の有無を確認する検査キットの配布や、自宅療養時の食料品等の配布等の事業を終了します。

- ・検査キットの無料配布
- ・無料PCR検査
- ※区独自の無料PCRモニタリング検査は、日数を縮小して継続。
- ・保健所等からの健康観察
- ・隔離目的の宿泊療養
- ・バルスオキシメーターや食料品の配送

● 発熱等の症状が出た場合の流れ



■ 区の感染対策について

5月8日以降も区は引き続き、換気や職員の手洗いの励行など基本的な感染対策に努めるほか、窓口のパーティションも存置します。一方で、職員のマスクの着用については個人の判断に委ねられることから、多くの職員がマスクを外して勤務することとなります。区民や来庁者の皆さんにはご理解をお願いいたします。